

令和5年泉北環境整備施設組合議会

第3回定例会 会議録

令和5年10月31日（火）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和5年10月31日（火）午前10時5分、泉北環境整備施設組合議会第3回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	松本	善弘	君
3番	森	博英	君	4番	奥田	悦雄	君
5番	久保田	和典	君	6番	野田	悦子	君
7番	岡本	笑明	君	8番	村田	雅利	君
9番	井上	信久	君	10番	朝比奈	大貴	君
11番	原	重樹	君	12番	浜田	千秋	君
13番	遠藤	隆志	君	14番	小野林治三夫		君
15番	坂本	健治	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	辻	宏康	副 管 理 者	南出	賢一
副 管 理 者	畑中	政昭	事 務 局 長	由比	淳
会 計 管 理 者	近藤	眞理	総 務 部 長	月下	浩一
環 境 部 長	西田	尚史	総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	渡邊	一午
総 務 部 次 長	坂上	晃	総 務 部 財 政 課 長	山内	良二
総 務 部 財 政 課 参 事	大西	英明	総 務 部 財 政 課 長 代 理 兼 監 査 事 務 局	加藤	勝英
総 務 部 総 務 課 長	奥田	大輝	環 境 部 次 長	松山	立幸

環境部次長	村上 則次	環境部次長	石川 晋一
環境部 環境事業課長 兼第1事業所長	西田 育生	環境部環境事業課 泉北クリーンセンター所長 兼課長代理	赤阪 和成
環境部 資源循環型社会推進課長	野井 昭彦	環境部 資源循環型社会推進課参事	小西 秀典

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 総務課長代理	北橋 孝司
---------------	-------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 議選第 4号 | 議長の選挙について |
| 日程第 5 | 議選第 5号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 監査報告第7号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和4年度令和5年4月分) |
| 日程第 7 | 監査報告第8号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和4年度令和5年5月分) |
| 日程第 8 | 監査報告第9号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和5年度令和5年4月分) |
| 日程第 9 | 監査報告第10号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和5年度令和5年5月分) |
| 日程第 10 | 監査報告第11号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和5年度令和5年6月分) |
| 日程第 11 | 監査報告第12号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和5年度令和5年7月分) |
| 日程第 12 | 監査報告第13号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和5年度令和5年8月分) |
| 日程第 13 | 報告第 2号 | 令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の報告について |
| 日程第 14 | 議案第 8号 | 泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会設置条例制定について |
| 日程第 15 | 議案第 9号 | 令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 16 | 認定第 1号 | 令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について |

(午前10時5分開会)

○副議長（村田雅利君） 議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和5年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会にご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

現在、議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づきまして、誠に僭越ではございますが、副議長の私、泉大津市選出の村田雅利が議事を運営させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、令和5年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、組合議会招集の挨拶のため、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 皆様、おはようございます。管理者の辻でございます。

副議長のお許しをいただきまして、本組合議会第3回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど副議長からご紹介がございましたように、和泉市の議員の皆様方におかれましては、さきの和泉市議会定例会において役員改選が行われ、本組合の派遣議員としてご選出され、ご出席いただいております。心から歓迎を申し上げますとともに、本組合の運営に対しまして、ご支援、ご協力賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただきます案件につきましては、既に皆様方のお手元にお届けいたしておりますとおり、令和4年度一般会計継続費精算報告の件、一般廃棄物処理施設立地検討委員会設置条例制定の件、令和5年度一般会計補正予算の件、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。

また、本定例会におきましては、議会役員の改選も予定されております。

いずれの案件につきましても、よろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（村田雅利君） 管理者の挨拶が終わりました。

なお、本日の日程につきましては、議会申合せ事項により、日程第4、議選第4号、議長

の選挙についてまでの議事の取扱い及び日程につきましては、私が決定させていただくものとして、お手元にご配付しております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり、順次議事を進めてまいります。

○副議長(村田雅利君) それでは、**日程第1、議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

12番 浜田千秋議員、13番 遠藤隆志議員、14番 小野林治三夫議員、15番 坂本健治議員、以上のとおり議席を指定いたします。

その他の議員におかれましては、従前の議席でお願いをいたします。

○副議長(村田雅利君) 続きまして、**日程第2、会議録署名議員の指名について**であります。本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

4番 奥田悦雄議員、12番 浜田千秋議員のご両名にお願いをいたします。

○副議長(村田雅利君) 次に、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長(村田雅利君) 次に、**日程第4、議選第4号、議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

15番 坂本健治議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第4号、議長の選挙については、15番 坂本健治議員が議長に当選されました。

議長に当選されました坂本健治議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、議長当選人を告知いたします。

それでは、新議長が誕生いたしましたので、これをもちまして議長職を交代いたします。

坂本議長、議長席にお着き願います。あわせまして、議長就任のご挨拶をお願いいたします。皆様におかれましては、ご協力ありがとうございました。

○議長（坂本健治君） 会議を始める前に、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、私、坂本健治、議員皆様のご推挙によりまして、本組合議会議長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄でございます。心より感謝を申し上げます。

私、議会運営につきましては微力ながら皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、公正かつ円滑な議会運営を務めさせていただきます。また、本組合の発展と市民福祉の推進に誠心誠意努めてまいります。今後とも皆様方のご協力、ご指導を重ねてお願いを申し上げまして、簡単措辞ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

それでは、会議を再開いたします。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程5、議選第5号、議会運営委員会委員の選任について**を議題といたします。

本件につきましては、既に協議いただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき、私より指名申し上げ、選任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、私より指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、13番 遠藤隆志議員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議選第5号、議会運営委員会委員の選任については、ただいまご指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

また、委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員長は13番 遠藤隆志議員をお願いすることに相なりましたので、よろしくお願い申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時17分休憩)

(午前10時27分再開)

○議長（坂本健治君） 長らくお待たせをいたしました。引き続き、会議を再開いたします。

なお、本日これよりの日程、日程第6以降については、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付しております日程により順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

引き続き、議事に入ります。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第6、監査報告第7号から日程第12、監査報告第13号**までの例月現金出納検査の結果報告については、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第13、報告第2号、令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の報告**についてを議題といたします。

本件につきまして提案説明を求めます。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました報告第2号、令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本件につきましては、令和3年度から2か年で進めてまいりました黒石町地内土地調査測量業務委託及び泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託が共に令和4年度に完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費、上段、事業名、黒石町地内土地調査測量業務委託でございます。

全体計画における年割額合計は2,274万円、実績支出済額の計は2,273万9,351円で、財源内訳は、一般財源2,273万9,351円でございます。右の比較の欄、年割額と支出済額の差は649円でございます。

続きまして、下段、事業名、泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託でございます。

全体計画における年割額合計は1,392万6,000円、実績支出済額の計は同額1,392万6,000円で、財源内訳は、一般財源1,392万6,000円でございます。右の比較の欄、年割額と支出済額の差はございません。

以上、令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の概要説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づく報告があったものとして処理をいたします。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第14、議案第8号、泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会設置条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして提案説明を求めます。どうぞ。

○環境部長（西田尚史君） 環境部長の西田でございます。

本件は、今回、施設整備基本構想において、策定委員会から意見具申を受け、その後、パブリックコメント手続及び組合議会議員への報告を経て、令和5年7月に正式に確定版として策定されたもので、関連議案を提出させていただいたものであります。

それでは、議案第8号、泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会設置条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

制定の理由でございますが、本組合が整備する一般廃棄物処理施設の立地を検討するに当たり、施設整備に望ましい立地特性を踏まえた上で、防災面、立地環境、経済性、エネルギーの利活用等、多目的な視点での評価及び選定が求められることから、環境に関する学識経験者をはじめ、幅広い知見を有する有識者等で構成する附属機関を設置するため、条例制定を行おうとするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第1条の設置は、趣旨規定を定めたもので、地方自治法第138条の4の規定に基づき、執行機関の附属機関として一般廃棄物処理施設立地検討委員会を設置するとしたものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、委員会は、同条第1号から第4号に掲げる事項について調査及び審査し、答申または建議するものと定めるものでございます。

第3条の組織につきましては、委員会の構成を定めるもので、委員会は、委員8人以内で組織し、その委員は学識経験者、組合市の職員、その他管理者が必要と認める者から管理者が委嘱し、または任命するとしたものでございます。

第4条の委員の任期につきましては、委嘱または任命の日から令和7年3月31日までとするもので、委員が欠けた場合の後任の委員の任期等を定めるものでございます。

第5条につきましては、委員長を選任方法及びその職務等について定めるものでございます。

第6条につきましては、会議の運営について定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第7条では、必要に応じ、関係者の意見の聴取等、必要な協力を求めることができることを定め、第8条では委員の守秘義務を、第9条では委員の中立の保持を、第10条では委員会の事務局についてそれぞれ定めるものでございます。

最後に、第11条では、同条例の委任に関する事項を定め、附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はありますか。

原議員。

○11番（原 重樹君） 11番、和泉市の原です。

今、上程されているのは、このいわゆる条例ということなんですけれども、それに関してということですが、実際にはちょっと全体論が出ますので、次の補正予算のほうも含めて、細かいことを聞くわけじゃないので、ちょっとお答えを願いたいというふうに思いますけれども、まずこの条例のほうですけれども、簡単には、何のためやというところがありまして、

それは立地を云々ということにはなるんでしょうけれども、もう端的に聞きますね。この立地検討委員会というのは、簡単に言えば、立地を実質上決定する、そういうものになるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂本健治君） 答弁。

○環境部資源循環型社会推進課参事（小西秀典君） 資源循環型社会推進課参事の小西でございます。

附属機関でございます立地検討委員会におきまして、現有地を含めた対象地の比較評価などを行った上で、次期中間処理施設の整備に適した用地を選定します。委員会からその答申をいただく予定になっております。それらの評価内容、また、立地検討の報告書を踏まえて、最終的に決定するのは行政の仕事であるというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（坂本健治君） 原議員。

○11番（原 重樹君） 最終的にはそうですね。行政が決めないと、ということには当然なると思うんですけれども。今の説明も多少ちょっとありましたけれども、この今の現地も一つの候補やという話がされていますけれども、これは一番最初からそうになっていたわけじゃなくて、いろいろ意見があつてそういうふうになったんですけれども、ただ、比較という話が今出ましたけれども、仮にです、出なかって、この現地だけしかない、土地推薦ないということになれば、この条例やらあれは要らないということになるんじゃないですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（坂本健治君） 答弁どうぞ。

○環境部資源循環型社会推進課参事（小西秀典君） 資源循環型社会推進課参事の小西でございます。

先ほど言いましたけれども、検討委員会におきまして組合市より現地を含めて候補地の列挙を行います。その時点で初めて現地を含めた候補地が正式に公表されるということになります。もし仮にですけれども、現地にて建設を行う場合でございますも、施設整備に望ましい立地特性を踏まえた上で、防災面、立地環境、経済性、エネルギーの利活用などの評価は、その用地を選定した理由としてやはり必要となりますので、検討委員会にて審議、評価するものでございます。

以上であります。

○議長（坂本健治君） 原議員。

○11番（原 重樹君） それは簡単に言うと、ほかが出てくるという発想の前提の下の答弁ですよね、今のあれというのは。ここしかなくなりましたといったときには、そんな評価している場合じゃないでしょう、簡単に言えば。それはもうそういうふうに言うておきますわね。

先ほどの答弁ともちょっと関わりはするんですけども、この条例そのものということは、まず、組合に参加している3市からの場所の提案といいますか、多分そういうふうになっているというふうに思うんですけども、まずそれが前提ですよという、それが一つ、この条例。もう一つは、そのタイムリミットっていつですか。ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（坂本健治君） 答弁できますか。

石川次長。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

本委員会での検討につきましては、条例の附則、条例の委員の任期にもありますとおり令和5年度、6年度の2か年での検討審議を考えておりますので、委員会での審議のタイムリミットという観点で申しますと、令和7年3月31日となります。

以上でございます。

○11番（原 重樹君） そういうことを聞いていたんじゃないなくて、タイムリミットの話というのは、各市が土地を推薦といいますか、推薦するののタイムリミットはいつですかと、こういうことです。

○環境部次長（石川晋一君） 申し訳ございません、環境部次長の石川でございます。

組合市から候補地を列挙していくということなど、工程を含む全体の取扱い、運用につきましては、この条例による附属機関が立ち上がってから、委員会で検討されるべきものと考えておりますが、予定では、今年度中には組合市から推挙いただいて、候補地を列挙してまいりたい、そのような予定で考えているところでございます。

以上です。

○議長（坂本健治君） 原議員。

○11番（原 重樹君） 今年度中には推薦をということは言われておりますので、それはそういうふうに取りあえず聞いてはおきますけれども、というのは、これ、条例と違いますけれども、補正予算のほう1,300何ぼやっていて、今年度が幾らで、継続来年度幾らでと、こうやっていますから、今年度から動かすということを前提にしていますからね、その辺は、そこは取りあえず聞いておきたいというふうに思います。

ちょっと全体的な問題にはなるんですけれども、実はこの第1回の定例会で、たまたま私、再度来ているということもありまして、それに参加していたということもありますけれども、予算が否決されて、新たに、先ほど言いましたように予算も出し、この条例も出しということになっているというふうに思いますけれども、一言最初に言っておきたいのが、きちっとは出ていませんけれども、私どもがその予算を否決したというときには、基本構想がまだ出てないからではなかったですからね。いわゆる移転ありきでやっているということに対して否決をしたので、その辺はまず申し上げておきたいというふうに思います。

第1回定例会からしますと、その後に一斉の選挙もあって、管理者も代わって、議員も代わってということになると思うんですけれども、たまたま継続しているということもあって、そのときの議員だったということもありまして、質問もしていきたいというふうに思いますけれども、その点で質問なんですけれども、基本的な点で簡単に言いますと、3市でどう考えているのかというか、その辺が大問題だというふうに思いますけれども、ちょっと分かりやすくするために一例といいますか、そういうもので示したいと思いますが、カーボンニュートラル、脱炭素社会云々という問題がありますけれども、基本構想の中でもバイオだとか熱エネルギーだとか、何でしたかね、CCUSとかいろいろ列挙はしてあるんですね、基本構想の中でも。ただ、何をつくるのかと、では環境としてですよ、泉北環境が何をつくるのかということが決定されていないという状況があります。

だから、基本構想の点で言うても、いわゆるごみ焼却のために260何億だか、あといわゆるリサイクルで80何億と、こういうことで340何億かかりますよという、そういう数字はあります。ただ、そこには、土地を買うとなったらその土地代、はっきりしていませんし、同時にこのリサイクル関係のこれ何をつくるのかということがはっきりしていない。当然のごとく、額もはっきりしていない。それ除いて345億やったかな、そのぐらいの額がかかりますよと、あと足していったらどうなるか知りませんが、それはサイズやいろいろあるんですけれども。この分かりやすくするために、いわゆる脱炭素社会という、社会といいますか、脱炭素のやり方としていろいろ列挙しているんですけれども、何をつくらうと思っておるのかというのが今どうなっているのか、お聞かせください。

○議長（坂本健治君）　どうぞ。

○環境部資源循環型社会推進課参事（小西秀典君）　資源循環型社会推進課参事の小西です。

今後整備されます焼却施設につきましては、立地の環境に大きく左右されるものだというふうに考えております。基本構想におきましても、ごみを単に焼却するだけではなく、電気、

また、熱、蒸気、CO₂、二酸化炭素ですね、など副次的なエネルギーの効率的な利活用ができる施設が望ましいというふうに考えてございます。脱炭素社会、地域循環共生圏という国の施策に沿った施設の建設に向けて、今後取り組んでまいる所存でございます。

以上です。

○議長（坂本健治君） 原議員。

○11番（原 重樹君） もう何度もあれですけども、今、立地の環境に影響するということをおっしゃっていただきましたけれども、私は、その考えは本末転倒やと思っています。何かと云ったら、こういう建物をつくれます、そしたら、これだけの広さの土地が要ります、こういう建物を建てるというのが先ではないかという、要するに決まっていないということでしょう、今の時点で。土地だけ探しに行っているというのが条例であり補正予算だというふうに思いますけれども、そういう状況ではないんですか。

○議長（坂本健治君） 答弁。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

こういったいわゆる一般廃棄物の処理施設の整備の手順というのが国の手引にもあるんですけども、やはり用地が定まっていなくて、用地の立地条件によって例えば建物の形状、また仕組みまで変わってくる可能性があるものです。また先ほど担当参事のほうからも答弁ありましたけれども、今まさに脱炭素社会ということで、ごみ処理熱など、ごみ処理の過程で出る副次的なエネルギーをいかに有効活用するか、これもやはり立地の条件によって大きく変わってくると。そういったところを今可能性として基本構想で取りまとめさせていただいたもので、手順としては、その後、用地を選定して、用地が決まりましたら、そこでどのような建物を建てていくか、そういったところを基本計画で取りまとめていく、こういう手順で進めさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（坂本健治君） 原議員。

○11番（原 重樹君） 簡単に言いますと、やっぱり例えば例を出すと、さっき建物の話をしましたけれども、行政がスポーツ施設をつくれますと、こう言うたとしても、これ例えばの話ですからね、そのスポーツ施設の中身、何も分からんと土地を買いに行っているようなものですよ。それが野球場になるのかテニスコートになるのか、ゲートボールになるのか知りませんよ、スポーツ施設、しかし、それは後先めちやくちゃで、いや、うちはテニスコートをつくりたいからこれだけの土地が要るんだといってやり出したら、それは普通でしょ

うけれども、例の話ですから、後先がちょっと逆転していると、本末転倒だというのはそういう意味ですので、それにもかかわらず、もうそこをはっきりしていない。だから、それは土地に影響するんだとかいう話じゃないので、簡単に言えばね。この3市、泉北環境が一定カーボンニュートラルだとかいろんなあれはしますけれども、言われますけれども、一体何をつくりたいんだということをやっぱり明確にするのが私は先で、それをして土地を求めに行くとか、求めていくか推薦されるということなんでしょうけれども、そういうものにするのが普通の考え方やと。何をどうなるか分からんけれども、とにかく土地買いに行っているとか、そういう状況でもあるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂本健治君） 答弁。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

繰り返しの答弁になるところもございますけれども、こういったやはり一般廃棄物処理施設というのは、どういったものをつくるかということの手順を先にするのではなくて、まず用地を選定する、これが非常に大きな重要なことであるというふうに言われております。といたしますのは、やはりどこまでいっても、こういった忌避施設、いわゆる嫌悪施設というものを建設するに当たっては、周辺地域の合意も当然必要でございますし、アセスの関係もございます。そういったところで、今後、国庫補助事業として進めていくに当たって、用地がしっかりと決まっていないと事業が頓挫してしまう可能性もあるからこのような手順になっているところでございます。

ここから少し繰り返しの答弁なって申し訳ないんですけども、やはり、何をつくるかというのが立地の条件によって大きく変わってくるものでございます。処理の方式も、基本構想にあるように様々な方式があります。やはりそういった立地に合わせた処理方式を選択していこうと我々は考えておるところでございますので、今、そのような手順で進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（坂本健治君） 原議員。

○11番（原重樹君） 土地の立地によって変わるということなんですけれども、私はもう、そんな何つくるかもはっきりしていないものに土地を買いに行っていること自体がおかしいというふうに思います。だから、ひょっとしたら、先ほど基本構想でも列挙しているというように感じで、発電だとか熱利用だとかメタン発酵だとか、CCUSだとかいろいろ言われ

ましたけれども、では、簡単に言えばですよ、それが基本構想にも、こういうものはこれだけの土地があったらいいです、こういうものはこれだけの土地があったらいいです、そんなの一つも出ていません。これが幾らになるかなんて当然、そんなの出ていないというのが今の現状ですからね。そこはちょっときちっと申し上げておきたいし、最後に、私は引き続きということがありますけれども、議会として結局、こんな議論は前からやっておる話なんですよね、簡単に言いましたら。私も質問しました。しておったんですけれども、それはそれとしまして、今回否決されてから何の説明、あるいは変化といいますか、訂正といいますか、そういうものがない中で今回また出されてきている。それはなぜですかということですよ。その辺はどうでしょう、もう一度再度お答えください。

○議長（坂本健治君） 答弁。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

今回改めて、立地検討に関連する議案をご提案させていただいた理由は、提案説明にもありましたとおり、基本構想がしっかりと確定版として正式に定められたといった理由からでございます。手順として基本構想が定まりましたら、次のステップとして立地検討を行う、これがいわゆる一般的なスケジュールでございますので、そういった事業を進めていく上で、附属機関の設置条例及びこの後にご提案させていただく補正予算、これをご提案させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（坂本健治君） 原議員。

○11番（原重樹君） もう最後にしときますけれども、一言、言うておきますけれども、最初に言いましたように、基本構想の中身なんていうのは、3月当初から重要なところの、そのものが出ていたかどうかは別ですけれども、重要なところは全部出ていて、それでいろんな意見があって、ここも一つの候補地ですと、この地元もというふうに付け足したりいろいろされているんですけれども、そういう意味では、基本構想が出たからどうこうということではないので、あのときの反対も、簡単に言うたら、移転ありきでは駄目ですよというものへの簡単に言えば、ものなので、その辺はちょっときちっと申し上げておきたいと思えます。質問はもう結構です。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

原議員。

○11番（原 重樹君） 反対の立場で討論を行います。

最初申し上げましたように、次の補正予算との関連も当然ありますので、ある意味、そちらも含めての話として討論をしたいというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、第1回定例会で、議会として否決をされたものを管理者やら議員が変わっているという問題があるとはいえ、何の説明もないし、その後の訂正もなく、そのまま今回予算も出して、そして条例までつくっているということなので、そういう意味では、理屈は何ぼつけたにしても、基本構想が正式に出されたのだというの、これはもう言い訳にしかならないものであって、否決されたものをそのまま出してきているという点では、これはもう間違いなく議会軽視だというふうに思いますので、その点は厳しく批判をしておきたいと。

あと、脱炭素問題で言えば、基本構想でも列挙されてはおりますけれども、今日に至るも結局何をどう建築するか一つも決まっていないという、もちろん費用も明らかにされていないというのが現状でもあります。何を建設していくのか決めるのは、私は、3市の合意等々含めて当たり前だというふうに思いますので、そこから初め決定して、土地をとということにはなるというふうに思いますので、その辺は、本末転倒のまず土地を探しに行っているというような、当然、条例にもなりますし、予算にもなるということですので、これはもう本末転倒だということを厳しく申し上げて、本条例案には反対をいたします。

以上です。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他にないようでありますので、討論を終結いたします。

本件につきましては反対意見がございますので、これより起立採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第8号、泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会設置条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案第8号、泉北環境整備組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会設置条例制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（坂本健治君） 次に、日程第15、議案第9号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般

会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。どうぞ。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第9号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

本件は、ただいまご可決いただきました泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会設置条例制定に伴う委員報酬等新施設の整備に向けた立地検討業務に係る関連経費の追加をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条第1項のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,310万4,000円とするものでございます。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとするものでございます。

第2条は継続費補正でございます。継続費の追加は第2表継続費補正によるものとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき歳出よりご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

下段、3歳出、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきまして、343万5,000円の追加をお願いするもので、報酬で一般廃棄物処理施設立地検討委員会委員報酬として10万8,000円、旅費で委員の交通費の費用弁償として2万7,000円、委託料で一般廃棄物処理施設立地検討業務委託料として330万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

上段をご覧ください。2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきまして、ごみ処理費の歳出予算増額に伴い、組合市分担金343万5,000円の追加をお願いするものでございます。

恐れ入ります。12ページにお戻りください。

下段の第2表継続費補正でございますが、一般廃棄物処理施設立地検討業務委託の総額を1,330万円とし、2年間の年割額を本表のとおり定めるものでございます。

以上が令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。
何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。
質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

原議員。

○11番（原 重樹君） すみません、原です。先ほどの前号の条例のところでも申し上げたことと一緒なので、もう繰り返はしませんけれども、本補正予算にも反対をいたします。
以上です。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他にないようでありますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。
お諮りいたします。

議案第9号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案第9号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第16、認定第1号、令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について**を議題といたします。

本件につきましては、事務局より内容説明を求めます。どうぞ。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました認定第1号、令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度本組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を賜るものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の決算書1ページをお願いいたします。

決算の概要でございますが、令和4年度本組合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額37億4,558万9,375円、対します歳出総額は36億754万1,775円、歳入歳出差引額及び翌年度繰越額は1億3,804万7,600円でございます。

歳入歳出決算の内容につきまして、歳入からご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額ともに15億475万8,000円で、組合規約に基づき、組合市にご負担いただいたものでございます。

第2項負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額ともに2,192万8,000円で、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託に伴い収入したものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、予算現額391万8,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに404万2,970円で、駐車場等行政財産使用料を収入したものでございます。

第2項手数料につきましては、予算現額4億2,688万6,000円に対しまして、調定額4億2,858万8,560円、収入済額4億2,854万3,862円で、ごみ処分手数料を収入したものでございます。不納欠損額の4万4,698円につきましては、令和元年度の事業系指定ごみ袋取扱店の倒産による滞納債権5万5,680円について、令和4年4月に破産手続における配当金1万982円を受け、破産手続が終了したことに伴い、不納欠損となったものでございます。

次に、第3款国庫支出金につきましては、予算現額5億4,540万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに5億4,387万4,000円で、し尿処理施設整備事業に関連する循環型社会形成推進交付金及び焼却施設の基幹的設備改良工事に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を収入したものでございます。

次に、第4款繰越金につきましては、予算現額1億6,364万4,000円、調定額、収入済額ともに1億6,364万4,546円で、前年度からの繰越金を収入したものでございます。

次に、第5款諸収入、第1項組合預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,251円、第2項雑入につきましては、予算現額5億4,650万円に対しまして、調定額、収入済額ともに5億7,709万5,746円で、廃棄物発電による余剰電力

の売却代、ごみ再資源化による有価物売却代等を収入したものでございます。

次に、第6款組合債につきましては、予算現額5億360万円に対しまして、調定額、収入済額ともに5億170万円で、基幹的設備改良工事等に伴い、一般廃棄物処理事業債を借入れたものでございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額37億1,664万円に対しまして、調定額37億4,563万4,073円、収入済額37億4,558万9,375円、不納欠損額4万4,698円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第1款議会費につきましては、予算現額668万円に対しまして、支出済額616万8,913円、執行率は92.3%でございます。組合議員15名の議員報酬及び旅費、会議録作成委託料等物件費を支出したものでございます。

次に、第2款総務費につきましては、予算現額1億7,411万1,000円に対しまして、支出済額1億6,945万9,881円、執行率は97.3%でございます。特別職及び一般職の人件費のほか、総務管理に要します需用費及び公会計システム等保守業務委託等物件費並びに監査委員費、公平委員会費を支出したものでございます。

次に、第3款し尿処理費につきましては、予算現額2億4,071万7,000円に対しまして、支出済額2億2,259万4,548円、翌年度繰越額459万円、執行率は92.5%でございます。年間3万5,840キロリットルの生し尿及び浄化槽汚泥の処理に要した経費といたしまして、職員の人件費のほか、処理薬品費、光熱水費等需用費、運営維持管理業務委託料等物件費及び施設の整備工事费等事業費を支出したものでございます。

翌年度繰越額459万円につきましては、さきの議会でご報告申し上げました継続費の通次繰越によるもので、し尿処理施設を汚泥再生処理センターへ更新する関連事業におきまして、事業費の一部を令和5年度に通次繰越したものでございます。

次に第4款ごみ処理費につきましては、予算現額27億306万9,000円に対しまして、支出済額26億2,230万6,773円、執行率は97.0%でございます。年間8万5,354トンのごみ処理に要した経費といたしまして、職員の人件費のほか、処理薬品費、光熱水費等需用費、運転管理業務委託料等物件費及び施設の整備工事费等事業費を支出したものでございます。

次に、第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、予算現額1,342万9,000円に対しまして支出済額1,233万6,663円、執行率は91.9%でございます。王子川都市下水路の維

持管理に要した経費といたしまして、職員の人件費のほか、光熱水費等物件費及び維持管理工事費を支出したものでございます。

第2項下水道費につきましては、予算現額125万円に対しまして、支出済額124万9,298円、執行率は99.9%で、南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料を支出したものでございます。

次に、第6款公債費につきましては、予算現額5億7,433万4,000円に対しまして、支出済額5億7,342万5,699円、執行率は99.8%で、一般廃棄物処理事業債及び公共下水道事業債の償還金でございます。

次に、第7款諸支出金及び第8款予備費については、執行または充当がなかったものでございます。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額37億1,664万円に対しまして、支出済額は36億754万1,775円で、執行率は97.1%でございます。

恐れ入ります。24ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額305万9,000円を翌年度へ繰り越し、実質収支額は1億3,498万8,600円となったものでございます。

以上が令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和4年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻市長。

○管理者（辻 宏康君） 議長のお許しをいただきまして、本定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日もご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれもご可決、ご認定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、議会役員改選に伴いまして、新しく坂本議長がご就任され、議会運営委員会委員の選任も賜りました。

今後、正副議長及び議員各位におかれましては、何かとご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の定例会の中でいただきましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を尊重させていただき、遺憾なきを期してまいりますので、議員皆様方には温かいご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、既にご案内いたしておりますとおり、本組合の啓発事業として泉北環境クリーンフェスティバルを11月19日に開催いたします。議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、ご臨席賜ればというふうにお問い合わせを申し上げます。

結びになりますが、議員皆様方にはくれぐれもお体にご留意いただきまして、ますますご健勝にてご活躍されますことを心からお祈り申し上げまして、泉北環境整備施設組合議会第3回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂本健治君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして、令和5年度泉北環境整備施設組合議会第3回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（午前11時18分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 坂本健治

泉北環境整備施設組合議会副議長 村田雅利

同 署名議員 奥田悦雄

同 署名議員 浜田千秋